

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大和高田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. A-1

(1) 現況

本地域は本市西北部に位置し、JR 和歌山線と近鉄大阪線にはさまれた平坦な地形で、従来より水稲単作地帯であるが、本地区内には大きな河川もなく用水に非常に困窮し、さらに土地基盤の整備も遅れており転作等の実施が難しいところである。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより多面的機能の発揮を促進し、経営所得安定対策の推進も考慮した土地基盤及び水利条件等の整備を図り、野菜を中心とした効率的な農業を目指す。

2. A-3

(1) 現況

本地域は、葛城川周辺及び県道高田斑鳩線にはさまれた平坦な地形で、従来より葛城川周辺は軟弱野菜の産地であり、葛城川から県道高田斑鳩線までの地域は花の産地である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することで多面的機能の発揮を促進し、土地利用を図るため土地基盤整備事業をはじめとする諸事業を実施することにより軟弱野菜を中心とした農業の振興を図る。

3. A-4

(1) 現況

本地域は、本市南西部に位置し、平坦な地形で、従来より水稲単作地帯である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより多面的機能の発揮を促進し、経営所得安定対策の推進を図る上にも、軟弱野菜の振興を図る。

4. A－5

(1) 現況

本地域は、葛城川周辺及び国道 24 号線にはさまれた平坦な地形で、従来葛城川周辺及び国道 165 号線バイパス周辺は軟弱野菜の産地である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進することで多面的機能の発揮を促進し、土地利用を図るため土地基盤整備事業をはじめとする諸事業を実施することにより軟弱野菜を中心とした農業の振興を図る。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	A－1 地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
③	A－3 地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
④	A－4 地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
⑤	A－5 地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

1 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。